

第5回東近江市景観審議会

議案書

平成25年2月20日(水)10時00分~

東近江市役所 第3委員会室

議案第 1 号 東近江市風景づくり条例の改正につき、意見を求めることについて(諮問)

報告事項 1 伊庭町景観形成重点地区指定に向けての取り組みについて

報告事項 2 平成 24 年度景観形成事業について

(1)景観法第 16 条の届出状況について

(2) 伊庭町景観形成重点地区指定推進業務について

(3) 景観形成重点地域標識の設置について

(4)景観重要建造物の指定に向けて

(5)屋外広告物について

第4回景観審議会議決事項の報告

平成24年2月28日に開催した第4回東近江市景観審議会において審議した議案については、同日付けで東近江市長に議決のとおり答申しました。

議案第1号 東近江市景観審議会の書面による会議の実施要綱の制定について(付議)
【原案可決】

議案第2号 東近江市景観重要建造物指定候補台帳への登録について(諮問)
【原案を適当と認める】

東景観審第 7 号
平成24年2月28日

東近江市長 西澤 久夫 様

東近江市景観審議会
会長 谷口 浩志

東近江市景観重要建造物指定候補台帳への登録について(答申)

平成24年2月21日付け東都整第468号で諮問された登録予定物件46件を慎重に審議した結果、東近江市景観重要建造物指定候補台帳への登録について、適当と認め、下記意見を付して答申します。

記

1. 景観重要建造物指定の際には、建造物の地域の認知度・親愛度、また、建造物の様式技法上のより詳細な調査を実施されたい。
2. 景観重要建造物指定にあたっては、建造物の種別毎にそれぞれにふさわしい規制基準を設定することが望ましい。
3. 景観重要建造物指定候補台帳への登録建造物の拡充を図られたい。

以上

議案第 1 号

東近江市風景づくり条例の改正につき、意見を求めることについて

このことについて、別紙のとおり東近江市長から意見を求められていますので、審議願います。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

東近江市景観審議会
会長 谷口 浩志

東 都 計 第 4 2 4 号
平成25年 1月29日

東近江市景観審議会
会長 谷口 浩志 様

東近江市長 西澤 久夫

東近江市風景づくり条例の改正について（諮問）

このことについて、次のように東近江市風景づくり条例を改正しようとするので、景観審議会の意見を求めます。

東近江市風景づくり条例の一部を改正する条例案の概要

都市整備部都市計画課

《背 景》

本市では、景観を市民共有の財産として次代へ引き継ぐとともに、景観を生かしたまちづくりを進めるために、景観法に基づく東近江市風景づくり条例を平成22年に制定、また翌23年4月からは東近江市景観計画を施行し独自の景観形成事業に取り組んでいる。

今回の条例の一部改正は、昨年12月に「東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例」を制定したことに伴うものである。景観法の規定に基づき、条例第20条では届出を要しない行為を定めており、今回の改正で同条第2号「東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例に規定する行為」を追加するものである。

《改正概要》

条例第20条第2号に「東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年東近江市条例第49号）第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為」の文を追加し、2号以下各号を繰り下げる。

- ・「東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例」第2条第1項では風致地区内において建築物、工作物の建築や土地の開墾等を行おうとする者は市長の許可を要することを定めている。また、同条第3項では国、自治体が行う行為については市長との協議を要することを、同条例第3条では各法律で定められた行為を行おうとする者は市長への通知を要することを定めている。
- ・施行期日 平成25年4月1日

《効 果》

条例と景観法との整合性を図り、適切な届出制度の運用に努めることができる。

東近江市風景づくり条例の一部を改正する条例

東近江市風景づくり条例(平成22年東近江市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第20条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「第13条第3項」を「第20条第3項」に、「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年東近江市条例第49号)第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為

第22条中「第16条第1項又は第2項」を「第16条第1項第1号又は第2号」に改める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東近江市風景づくり条例(平成22年東近江市条例第26号)新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(届出を要しない行為)</p> <p>第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。</p> <p>(1) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号)第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為</p> <p><u>(2) 東近江市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年東近江市条例第49号)第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第21条第3項の規定による許可を受けて行う行為</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(特定届出対象行為)</p> <p>第22条 法第17条第1項の条例で定める行為は、<u>法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち、届出を要する行為とする。</u></p>	<p>(届出を要しない行為)</p> <p>第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次の各号のいずれかに該当する行為とする。</p> <p>(1) 滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号)第2条第1項の規定による許可を受け、又は同条第3項の規定による協議若しくは同条例第3条の規定による通知をして行う行為</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第3項又は第14条第3項の規定による許可を受けて行う行為</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(特定届出対象行為)</p> <p>第22条 法第17条第1項の条例で定める行為は、<u>法第16条第1項又は第2項に掲げる行為のうち、届出を要する行為とする。</u></p>	<p>届出を必要としない行為に係る条文を追加し、以下各号を繰り下げる。</p> <p>自然公園法の改正に伴い、条文を改正する。</p> <p>条文に誤謬があったため、条文を改正する。</p>

伊庭町湖辺集落の風景づくり事業の概要

目的

伊庭町は、集落内を石垣の水路が縦横に巡り、豊富な水量と清らかな水質を見ることができます。かつては、内湖への漁労や水田への往来などに船が利用されており、船板を利用した建物が見られるなど、現在もその名残をとどめています。また、それぞれの家に設けられた「カワト」も多く残されており、水との関わりは今も生活に息づいています。

このように、古くから水と密接に関わってきた伊庭町の湖辺集落の景観は、人々の生活や生業により形成された文化的景観として重点的に保全・継承し、まちづくりの地域資源として活用していくことが求められています。

このため、地域の自発的な景観形成の取り組みを促進し、景観づくりの意識啓発や景観を守り育てる担い手の育成を図ることを目的に、伊庭町湖辺集落の風景づくり事業を実施しています。

背景

東近江市では、景観を市民共有の財産として次代へ引き継ぐとともに、風景を生かしたまちづくりを進めるために、景観法に基づく風景づくり条例や景観計画を施行し、東近江市らしい風景づくりに取り組んでいます。

広い市域と多様な景観を有する東近江市の中でも、伊庭町の湖辺集落は、「近江水の宝」にも選定されており、水に関する文化資産としての価値の定着化が求められています。

このことから、東近江市では、伊庭町の湖辺集落を文化的景観として重点的に保全・継承していくために「景観形成重点地区」(景観法)の指定および「重要文化的景観」(文化財保護法)の選定をめざしています。

しかしながら、伊庭町の集落景観は、伊庭の人たちの暮らしに密接に関わって成り立っているものですから、行政が地区を指定するだけでは景観づくりの意味は成し得ません。

普段住んでいる人たちが、暮らしに密接に関わった身近な景観の良さに気づき、どのような環境(景観)をどのようにして次代に残していけばいいのかをみんなで考え、みんなで行動していくことが求められているといえます。

伊庭の美しい風景をいつまでもみんなが共有していくためのキックオフ企画として、次の事業を行ってきました。

経過(別紙参照)

景観まちづくりワークショップin伊庭(11月10日)

地域資源への気づきと身近な景観の保存・修景、継承をテーマに、景観まちづくりワークショップを開催しました。当日は2部構成で、1部の基調講演では元近江八幡市長の川端五兵衛氏を招聘し、八幡堀の保存修景への取り組みを題材に「風景はみんなのもの」をテーマとした講演を聴きました。

2部のワークショップでは、伊庭庄の歴史を語る会の案内で、集落内のまち歩きを行った後、4班に分かれて景観資源マップづくりを行いました。地元住民や市民、大学院生、行政職員など約40人が参加し、普段住んでいる人とそうでない人、立場が違う者同士で「歩いて見て良かったところ」「もったいないと思ったところ」「どうしたら良くなるか」について意見を出し合いながらマップを作成しました。ワークショップは京都大学山田准教授の進行で、京都大学大学院生にテーブルファシリテーターとして参加いただきました。講師の川端五兵衛氏も最後までお付き合いいただき、ワークショップの講評をいただきました。

まちづくり先進地視察(11月17日)

集落景観を生かした継続的なまちづくりを実践されている高島市針江地区を視察しました。参加者は49人。集落内を案内いただいた後、針江生水の郷委員会から活動内容などを説明していただきました。

風景づくりサロン「伊庭の風景」(第1回:1月11日)

これまでの取り組みを通して発掘された地域資源や地域の課題を踏まえ、伊庭の目指すべき将来像を思い描き、将来像を実現するために何をどうすれば良いのか、について景観アドバイザーの指導をいただきながら見出していくことを目的に風景づくりサロンを開催しました。第1回では、京都大学大学院工学研究科の山口助教から、『「文化的景観」の保全・再生について』ご講演していただきました。講演には、100人近くの住民に参加いただき、また、グループワークでは、市内、町内から約30人参加していただき「伊庭町の景観を守る意義」と「伊庭町の将来像」をテーマに意見を出し合っていました。

2回目:日時 3月8日開催予定

講師 びわこ学院大学短期大学部 谷口浩志教授(東近江市景観審議会会長)

テーマ 『景観とまちづくり ~住民の手で進めるまちづくり~』

伊庭の景色を考える会(8月2日、8月30日、12月12日)

伊庭をフィールドに集落景観を調査研究されている京都大学大学院の皆さんにより伊庭の景色を考える会が定期的で開催されています。第1回の会合では地元住民の方を対象に地域資源の掘り起しをワークショップ形式で行われました。院生の企画では地元住民の方の投票による伊庭八景を決定し、その修景案を提案しようというものです。このような取り組みと連携して事業を行っています。

伊庭庄の歴史を語る会

伊庭町には郷土の歴史を学ぶ会として「伊庭庄の歴史を語る会」が結成されており、有志の方が月1回集まり勉強会を行い、現在は『歴史と伝統 水辺の集落伊庭』を編纂されています。会が結成して5年目を迎えた今夏、田舟の伊庭川遡上のイベントが行われました。田舟で秋の穫り入れに向かう約60年前の情景が再現されました。

伊庭町景観形成重点地区指定スケジュール

平成23年度

景観審議会委員視察

伊庭町自治会評議委員説明会

平成24年度

伊庭町景観形成重点地区指定推進事業

景観まちづくりワークショップ

市内外から、市民、大学生、専門家など多くの人に参加していただき、景観資源の発掘と課題を抽出。住民の方の景観への関心を図った。

先進地視察(針江地区)

重要文化的景観の選定を受け、地域資源を活用し、まちづくりに成功している高島市針江地区を視察。住民が主体となって進めるまちづくりの体制や方向性を考えてもらうきっかけづくりとした。

風景づくりサロン

講演とグループワークを通し、伊庭町の風景を残す意義、また、伊庭町の将来像を設定し、それに向かいどのような取り組みが必要なのか考えてもらった。

平成25年度

景観形成方針及び景観形成基準作成

推進事業で出てきた住民の意見を反映させたものに。

自治会評議会説明会

地元との合意形成

パブリックコメント

景観審議会

景観計画変更

伊庭町景観形成重点地区指定